



あ い づ

〔発行〕自治労
福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町
7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕
jitirou.aizu@gmail.com
(携帯) 090-3361-8400

【図表1】期末・勤勉手当の計算式等
(福島県)

区分	説 明
支給対象	6月1日および12月1日の基準日に在職する職員 (給与に関する条例第17条、第17条の4)
支給日	6月30日、12月10日 (給与の支給に関する規則第33条、第33条の5)
支給額	期末手当⇒(給料月額+扶養手当+職務段階別加算額)×支給月数×在職期間割合 勤勉手当⇒(給料月額+職務段階別加算額)×支給月数×期間率×成績率

▼今回も、全国町村評議会作成の「組合員ノート」を基にした内容です。

紙面学習

シリーズ

51

『期末・勤勉手当』

人事評価結果の勤勉手当への反映は、「結果して一律も問題なし」を確認済！「傾斜配分10%加算」早期到達を目指し、昇格運用の改善を！

【図表2】職務段階別加算額(福島県)
(給料の調整額)

(給与の支給に関する規則第33条の2の3)

(行政職) 級	加算割合
行政 8級以上	0.20
行政 7級、6級	0.15
行政 5級、4級	0.10
行政 3級	0.05

【図表3】支給月数(福島県)

(給与に関する条例第17条、第17条の4)

支払月	期末手当	勤勉手当	計	年間
6	1.2625	1.0625	2.325	4.65
12	1.2625	1.0625	2.325	
計	2.525	2.125	4.65	

【図表4】期末手当の在職期間率表(福島県)

(給与に関する条例第17条)

在職期間	支給割合
6ヶ月	1.0
5ヶ月以上 6ヶ月未満	0.8
3ヶ月以上 5ヶ月未満	0.6
3ヶ月未満	0.3

▼今回は、「期末・勤勉手当」についてです。一般的には、「一時金」とか「ボーナス」とか言われるもので、生計費が一次的に増大する夏季、年末にその生計費を補てんするために支払われるものです。期末・勤勉手当の計算式等は【図表1】のとおりです。

まず、「支給日」については、県よりも前倒しで、6月15日、12月5日としている市があります。おそらく、地元商店街等からの「早期支給の要望」を受けての対応だと思えます。

また、地域手当支給地であれば、こ

当面の日程

■7月22日(水)
18:00～喜多方市職労 納涼のタベ(喜多方プラザ)

■8月18日(火)
am 県本部執行委員会&pm 単代会議(福島GP)
※時間未定

■8月26日(水)27日(木)自治労第100回定期大会(大宮ソニックシティ)

【図表5】勤勉手当の期間率表（福島県）
（給与の支給に関する規則第33条の6）

勤務期間	支給割合
6ヶ月	1.0
5ヶ月15日以上 6ヶ月未満	0.95
5ヶ月以上 5ヶ月15日未満	0.90
4ヶ月15日以上 5ヶ月未満	0.80
4ヶ月以上 4ヶ月15日未満	0.70
3ヶ月15日以上 4ヶ月未満	0.60
3ヶ月以上 3ヶ月15日未満	0.50
2ヶ月15日以上 3ヶ月未満	0.40
2ヶ月以上 2ヶ月15日未満	0.30
1ヶ月15日以上 2ヶ月未満	0.20
1ヶ月以上 1ヶ月15日未満	0.15
15日以上 1ヶ月未満	0.10
15日未満	0.05
0日	0

それが給料月額に加算されて計算されますが、福島県は支給対象外なので、記載されていません。ここでも地域手当支給地とそうでないところで大きな差が出ます。

勤勉手当の計算式の最後に「成績率」があります。これは（制度的に）人事評価の結果に基づき、その評価区分に応じた成績率を乗じて計算するものです。総務省の迷惑通りに人事評価結果を反映させることで、昇給で差別化がなされるばかりか、勤勉手当でも差別化がなされるということになります。

国の成績率については【図表6】を参照ください。

【図表2】の職務段階別加算額は、3級以上の職員について、その職務段階に応じて期末手当・勤勉手当に20%以内の加算を行うもので、いわゆる「傾斜配分」といわれるものです。

【図表3】は支給月数です。皆さんも記憶に新しいことと思いますが、24年の県人事委員会勧告で、18年ぶりに国と同じになる支給月数の勧告がなされ、現在に至っています。

【図表6】国の勤勉手当の成績率区分
（一般職員、2025年時点）

成績区分	成績率
特に優秀 （非常に優秀の段階以上）	1.24 以上 3.15 以下
優秀 （優良の段階以上）	1.125 以上 1.24 未満
良好	1.01
不十分（やや不十分以下、懲戒処分者等）	0.925 以下

次に在職期間等による支給割合ですが【図表4】が期末手当、【図表5】が勤勉手当のものになります。育児休業取得期間については、99年の法改正により、基準日前6カ月の間に勤務した実績（または、みなされる期間）があれば期末・勤勉手当を支給することとされました。ただし勤勉手当については、「実際に勤務した日がない場合」は支給対象とされません。逆に言えば、1日でも実際に勤務した日があれば対象となります（年休取得日も勤務日になります）。

編集後記

○今週13日に台風11号が発生しましたが、すぐに熱帯低気圧に変わりました。

一方、中国に甚大な被害をもたらしている台風9号は、朝鮮半島を通過し、日本海へ抜ける（日本に近づく）見込みです。15日までは前線を伴う発達した温帯低気圧になる予報ですが、北日本は大荒れの天気になる可能性があります。改めて、防災グッズ等の確認をしましょう。

（坂内）

総支部 HP

会津総支部ホームページのトップページです。



機関紙

総支部機関紙のバックナンバーは、こちらから。

